

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛 運営規程
介護老人保健施設

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健施設 愛 (以下、施設という。) が行なう介護老人保健施設サービス (以下、事業という。) の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 施設は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 愛
- 二 所在地 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地
- 三 定 員 100人 10ユニット (1ユニット10人)

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人以上
利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 三 薬剤師 1人以上 (常勤換算 0.3人以上)
利用者の薬剤管理・指導等を行う。
- 四 看護職員 10人以上
利用者の健康状態の確認、保健衛生上の指導、病状や心身状況に応じた看護を行う。
- 五 介護職員 24人以上
利用者の心身の状況に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3人以上
利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

1. 規程一② (b)

- 七 支援相談員 1人以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する
技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上
利用者の施設サービス計画の原案作成を行うとともに、要介護認定及び更新の手続きを行う。
- 九 管理栄養士又は栄養士 1人以上
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談、調理員の指導等を行う。
- 十 調理員 4人以上
献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 十一 事務員 4人以上
必要な事務を行う。

(介護老人保健施設サービスの内容)

第 5 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、ならびに栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生、その他必要な医療等が必要と認められる者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 利用者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。
 - イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。
 - ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - エ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - オ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容、口腔衛生等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - カ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生、身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - キ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第 6 条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等を踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

1. 規程一② (b)

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人保健施設サービスが法的代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 前項に掲げる利用料のほか、介護老人保健施設サービスの提供にあたり、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料、洗濯代、テレビリース代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書により定められた料金表に基づき費用の支払いを受けられるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 8 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか・口論・泥酔・中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(身体的拘束等)

第 9 条 施設は原則として利用者に対する身体的拘束等を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、やむを得ず身体的拘束等を行った理由を診療録に記載する。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の事項を実施する。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員やそのほかの従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員やその他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 10 条 施設は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設はサービス提供中に従業者または擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行い、家族又は代理人に連絡を行う。

1. 規程一② (b)

(非常災害対策)

第 12 条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第 15 条 利用者が使用する施設、設備、食器または飲用水について、衛生的な管理に努める、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療具の管理を適切に行う。

- 2 感染症や食中毒が発生あるいは蔓延しないよう、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
 - 一 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - 三 施設において、従業者に対し感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。
 - 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1度の検便を行う。
- 4 定期的な害虫・害鼠の駆除を行う。

1. 規程一② (b)

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び6ヶ月以内に1回 (法人実施)
- 二 年間研修 年1回以上
- 三 認知症介護基礎研修 入職から1年以内(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 施設は適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人尚寿会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2008年 6月1日から施行する。

この規程は、2008年 7月1日に改定する。

この規程は、2009年10月1日に改定する。

この規程は、2014年 4月1日に改定する。

この規程は、2018年 4月1日に改定する。

この規程は、2019年 2月1日に改定する。

この規程は、2019年10月1日に改定する。

この規程は、2024年 2月1日に改定する。